

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年11月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（9名）

議長	清水正二君		加藤敬徳君
	清水和弘君		金丸幸司君
	滝川美幸君		斉藤芳夫君
	有泉庸一郎君		長谷部集君
	内藤久歳君		

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	石合雅史君	子育て健康 部長	小宮山正美君
環境課長	中込広人君	子育て支援 課長	戸澤文香君
健康増進課長	長坂千恵子君	生活環境係長	池田靖君
児童係長	中込聡君	保育係長	伊藤敦君
保健指導係長	長田清美君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 本 田 泰 司 書 記 興 石 文 明
書 記 長 田 大 地 書 記 中 込 美 智 子

内容

- 1 一般不妊治療費助成（案）について（健康増進課）
- 2 第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）について（子育て支援課）
- 3 甲斐市立双葉西保育園の建替えについて（子育て支援課）
- 4 峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化について（環境課）
- 5 その他

開会 午後 1時28分

○書記（長田大地君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、山本委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めまして、皆さん、ご苦労さまです。

きょう、私ちょっと大明神分校、あの辺をうろうろしてきたんですけれども、大明神分校と言ってもわからない人もいるかと思うんですけれども、敷島の清川小学校の分校で、敷島を歩いていくよりは穂坂を歩いていったほうが早いんですよ。まだ学校が幾らか校舎というか建屋が少し残っていて、中にはいろんなものが詰め込んであるような状態なんですけれども、ぜひ一度、まだ紅葉も、ちょっと遅いかな。観音峠はもう全然だめなんですけれども、敷島カントリーから下って、大明神分校があって、その分校と深田久弥の公園があるんですけれども、百名山のあの途中、学校から過ぎたらすぐ右へ行くところ、林道と茅ヶ岳の林道、幾つもあるんですけれども、ぜひ皆さんも見識を広くするよという形と、紅葉、また出会えば、うまくすれば熊とか鹿とかイノシシ、そういうものとも遭遇できるようなところですから、普通車で行っても、一番そのまま行くと、須玉のゴルフを知っている方はわかると思うんですけれども、ダイワヴィンテージの入り口へ出ますので、全然危なくも何もなく、きれいな舗装になっていますから、ぜひまだ紅葉があるうちに楽しみにして、遠くのところじゃなくて、地元の紅葉を見てスポットをつくってもらいたいと思います。

こんな形で、余談であります。きょうこれから厚生委員会を始めますので、皆さんの慎重審議よろしく願いいたします。

それでは、始めたいと思います。

では、着座します。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問として、再質問を1回までとします。

○委員長（山本英俊君） それでは、これより次第の3の内容に入ります。

初めに、（1）一般不妊治療費助成（案）について、担当より説明を求めます。

長坂健康増進課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

それでは、健康増進課から、一般不妊治療費助成（案）について説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、1、導入に至る経緯でございます。

県では、子供を望む夫婦に対して、不妊検査または不育症検査にかかる経費の軽減を行い、早期の検査を促し、必要な治療の開始につなげることで、その効果を高め、少子化対策の充実を図ることを目的に要綱を制定し、本年7月から受けた検査費用について助成を開始しました。

このことに合わせて、本市が一般不妊治療費の助成を導入することで、妊娠前からの支援が追加され、妊娠、出産、子育てとその後の一連の支援が、切れ目なく一層強化されることになり、甲斐市版ネウボラのさらなる推進につながります。

なお、昨年度開催した甲斐市版ネウボラ事業推進協議会においても、一般不妊治療費の助成について提案されているところでございます。

冒頭、不育症というちょっと聞きなれない言葉が出てきておりますが、この不育症というのは、妊娠はするものの、2回以上の流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持たない病態のことを言います。

次に、2として、専門的になりますが、不妊治療について説明をいたします。

不妊治療を開始するに当たっては、今回助成を導入する一般不妊治療と言われる治療から開始することが多く、内容はタイミング法、薬の処方、人工授精等になります。ちなみに、この人工授精とは、事前に採取した精液から運動をしている幾つかの精子を取り出して子宮

の中に注入するという方法になります。

このような一般不妊治療を続けても妊娠をしない場合等に、特定不妊治療が行われます。特定不妊治療で行われる体外受精や顕微授精は、卵子を体外に取り出して受精卵を子宮に戻すため、一般不妊治療に比べて身体的、精神的、経済的にも負担が大きくなります。

本市におきましては、特定不妊治療を対象とした治療費の助成事業は、甲斐市不妊治療費助成金交付要綱により、既に平成18年度から実施をしているところです。今回は既に実施している特定不妊治療に追加する形で一般不妊治療費の助成を導入したいと考えております。

ここで、別紙の資料をごらんください。

こちらは、今説明をさせていただいております不育症、それから不妊に対する検査及び治療費の助成について、県と本市を区別して一覧にしたものでございます。このように、本市が新たに一般不妊治療費の助成を導入することによって、甲斐市民はここにある一連の支援を切れ目なく受けることができるようになります。

また資料のほうに戻っていただきまして、1ページの3の具体的な一般不妊治療費の助成(案)について説明をさせていただきます。

既存の要綱に、一般不妊治療の助成を追加するという要綱の一部改正で対応をしたいと考えております。

(1) 助成対象者につきましては、年齢は43歳未満とすると、特定不妊治療を対象とした既存の要綱と同様の設定にいたします。

(2) の助成額ですけれども、1年度1回、上限5万円。こちらの根拠ですけれども、一般不妊治療の中でも保険適用外となる人工授精の費用を基準に設定をしました。人工授精は、1回の治療費が2万円前後であります。1年度に四、五回の治療が限界であることから、約10万円の治療費を要すると見込み、その2分の1に当たる5万円を上限として助成をします。

なお、特定不妊治療の場合も、治療費の2分の1程度の助成となっております。また、上限に達するように年度をまたぐ複数の治療を1年度にまとめて申請することも想定しております。

(3) の助成回数は、通算3回、これは、年度が続いていなくても3回ということになります。

(4) の予算ですけれども、令和2年度の当初予算で計上して対応をしたいと考えており、特定不妊治療の申請実数の半分程度を見込んでおります。

(5)の開始時期は、令和2年度の4月1日を予定しております。

2ページをお願いいたします。

これは、既存の特定不妊治療と一般不妊治療の比較でございます。導入をしようとしている一般不妊治療につきましては、まず助成対象者は既に設定をしています特定不妊治療と同じ①から⑥、これを同様に設定をいたします。

次に、助成金額につきましては、特定不妊治療の場合は、1回の治療につき10万円を上限としていますが、一般不妊治療は、先ほど説明をさせていただきましたとおり、1年度につき5万円を上限といたします。

助成回数ですけれども、特定不妊治療の場合は、初めて助成を受ける際の治療開始時における妻の年齢が40歳未満の者は通算6回まで、同40歳以上、43歳未満の者は通算3回まで助成をするというように、年齢で2段階に分かれています。一般不妊治療では、一律43歳未満の者とし、1年度に1回、通算3回までの助成といたします。

要綱につきましては、先ほどから説明をさせていただいているとおり、既存のものを一部改正して対応をしたいと思っております。

次は、参考として、平成30年度甲斐市不妊治療費助成金交付、特定不妊治療の実績です。助成件数は152件、約1,400万円の助成金を交付いたしました。助成対象者の出産率は24.4%となっております。

次に、一般不妊治療費助成実施自治体の状況につきましては、この表のとおりでございます。

なお、甲斐市内で一般不妊治療を実施している医療機関は、竜王レディースクリニック、それから双葉クリニック、このはな産婦人科の3カ所あります。今回この一般不妊治療費の助成を導入する経過の中で、この3カ所の医療機関とは連携をして、情報を収集しながら内容を精査してまいりました。

以上、一般不妊治療費助成（案）につきまして、ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑等がありましたらお願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません、特定不妊治療のことで伺いたいんですけれども、40歳未満の者は通算6回までで、40から43歳が3回までということで、40歳までに3回行ったとしたら、40歳以降は、これはできないということなんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） この解釈なんですけれども、その申請する治療を開始したときの年齢というのが非常に大きな鍵になっていまして、一番最初にその方が40歳未満で申請をすれば6回もらえるんですけれども、6回目のときに申請するときに、43歳を過ぎて申請をしてしまった場合には対象にはならないという、そういうような解釈になります。なので、スタートが今例えば35歳でスタートをしたから6回もらえるということで始めていくんですけれども、そのまま最後まで43歳にならなければ6回もらえるんですけれども、順番を追って、歳をやっていくうちに、何年かあけて、5回目、例えば6回目の申請をするときに、43歳を超えて治療をしたものを申請するといったときには、該当にはならないという、そんな仕組みになっています。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと勘違いしていたかわからないんですけれども、40歳過ぎて申請したとして、43歳を過ぎても、3回以内であれば大丈夫ということですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 40歳以上で申請をした場合ということですね。40歳以上で申請した場合は、43歳にならなければ、3回は助成を受けられるということになります。ここら辺が非常に複雑になっておりますので、申請時には詳しい説明のほうをさせていただいております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） すみません、ちょっと確認なんですけれども、今回1年度に1回、通算3回までというのは、1年間で1回しか助成が受けられないという意味ですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 一般不妊治療のほうは、特定不妊治療と違って、金額のほうはかなり低いということもちょっと語弊があるかもしれないんですけれども、そういうことで、1年度にまとめて申請をしていただくことを想定しています。特定の場合は、1回の

治療というのが結構重くなりまして、30万、40万かかるんですけれども、一般の場合には、年度の中で何回か、幾つかの治療を組み合わせますので、それをまとめてということで、1年度1回ということで設定をさせていただきました。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） じゃ、これは、例えば診察の1回というんじゃなくて、そういう1年間に申請が1回できるよという意味ですね。

○健康増進課長（長坂千恵子君） そうです。

○委員（伊藤 毅君） すみません、ありがとうございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 対象の医療機関が3つ、要するに市内の3つに限られるというところなんだけれども、例えば県立の中央病院であるとか、医大も含まれるのかな、そういったところで不妊治療を受けるという人の場合には、どういう扱いになりますかね。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回の一般不妊治療で、私が先ほど申し上げましたのは、甲斐市内で治療をしている医療機関を3つということで挙げさせていただきましたけれども、全県下的には普通で産科のクリニックをしているところであれば、全てではないですけれども、一般不妊治療は行っております。

特定不妊治療に関しましては、県のほうに届け出をして指定を受けなければ、治療はできるんですけれども、申請行為ができなくなりますので、そちらのほうは指定医療機関ということで決まっております。例えば、山梨大学、医大とか、この辺でいいますと、吉田産婦人クリニックとかというのは、幾つかもう指定のところは、特定不妊治療では決まっているということです。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、利用する人はある程度、県の情報とか、もちろん市の情報を得てから、どういう病院でやるのが一番その助成が受けられるかということを事前に把握していないとだめなんだけれども、そのPR方法というのはどうなりますか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 特定不妊治療の指定医療機関につきましては、県のホームページにも全て出ておりますし、それぞれの市町村でも周知をしております。

一般不妊治療につきましては、甲斐市は3カ所できるということは、ほかの自治体に比べればかなり環境的には整っているかなということで、そちらにつきましては、またチラシを作成する等で住民には周知をしていきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっと私は男だから、こういったことは全く疎いんだけど、その申請というのは、不妊治療を受けたい、受ける場合に、申請をするときに許可するのか。例えば、終わってから申請して助成金をもらうのか、この辺はどういう流れになるのかなと思って。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） まずは、治療を先にしていただいて、領収書、それから先生の証明書を書いたの申請になりますので、治療をしていただくのは先になります。

○委員（五味武彦君） 先になるということなんですね。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） すみません、治療費の助成一覧つくっていただいてありがとうございます。

先ほど五味委員からもありました告知のことなんですけれども、恐らくこういったものをさらに詳細化しておつくりして、チラシとしてつくると思うんですけれども、その告知の仕方というのがいろいろあると思うんですけれども、今どのようなことを考えているんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） これは、なかなか個人に配付するとかということは難しいと思います。デリカシーの部分があって、どの方が不妊治療をするのかということも、私たちもわかりませんので、もちろんホームページでも周知をいたします。ポスターなどをつくり、ちょっと目につくところに置くとか、また医療機関にも甲斐市ではこのような制度をやっているということで、チラシを置こうというようなことは考えております。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 要望なんですけれども、なかなか、じゃ、女性の方でふだん目につくところというとなかなか難しいかなと思うんですけれども、例えば市内の飲食店さんだった

りとか、そういったところでも、ポスターとかチラシのご協力をお願いして張り出すというのも一つの案なのかなと思いますから、そういったところとか、いろんな横の各部署の連携をしていただいて、広めていただければと思います。せっかくいいことをやるんですから、そういったことを考えていただければと思います。これ要望でお願いします。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） ちょっと1つだけ教えてもらいたいのは、この43歳未満とありますよね。この43歳未満というのはどういう根拠ですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） もうかなり前は、年齢制限はありませんでした。しかし、国のほうでいろんな研究をする中で、やっぱり妊娠する確率というものを年齢できちんと調べた結果、ちょうどその境目ですね。そこを43歳を挟んで妊娠する確率がかなり低くなるということで、早い時期に治療を始めて成果を上げるという国の方針に基づき、このような年齢設定になっております。

○委員長（山本英俊君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 最初は、今の説明やと年齢制限がなかったと。そのまま結構今は高齢の人でも希望する人が多いような気がするんですよね。さっきもテレビで何かちょっとこんなようなことをやっていたんだけど、そういう意味じゃ、もとへ戻るようなことはないんですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） こういう制度になりましてから、多分皆さんの意識も変わったと思うんですよ。今までは、不妊に対する認識不足もあったのかなと。結局いつでも子供は産めると思っていたのが、そうではないということが、この制度が変わったことで認識が変わったのかなということで、皆さん早目に治療に取りかかるというふうに、世の中が少し変わってきたように思いますので、これがまた前のように戻るということはちょっと考えられないかなと思っていますところですよ。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この助成回数のところではちょっと確認したいんだけど、これ例えば40歳まで6回やってダメだったということで、あと43歳まではオーケーということになると、通算で9回できるということですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 最高6回ということなので、その治療をするときに、40歳前に治療を始めた人は、最高6回まで受けられます。40過ぎてから治療を始めた人は3回までですよということなので、9回ということではなくて、別々に2段階に分かれているという、そういう意味合いになります。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、40歳でもう打ち切りと。今までなかった人だけ43歳まで受けられるという。もう40歳で終わりということですね、助成は。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 42歳までは大丈夫ということですね。だから、治療を一番最初に市に申請をするときに、40歳になっていないで申請をすれば、そのまま43にならなければ、あなたは6回補助できますよということで、一番最初に治療を始めたときに、40を超えての治療が1回目だと、その方は3回ですよということになります。ただ、ちょっとそこは複雑になっていますけれども、ちょっとわかりづらい部分があります。

○議員（内藤久歳君） その辺のところは、しっかり。もう質問できないから。

○委員長（山本英俊君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） ちょっと外れてしまうかもしれませんが、結局こういう妊娠の中で、双子とか三つ子という場合が非常に今ふえているという報道があつて、そういうときに、やはり産まれてきた乳児が多少障がいを持ってくる可能性が非常にあつて、今それで、産んだお母さんたちが非常に悩みが多いという報道が、この間あつたんですけども、そういうときの、妊娠をして選びますよね、自分で1人なのか、でも最後に産まれるから、最後しかないから2人産んだほうがいいのか、双子にしたほうがいいのかということが選べるわけですよ、こういう治療ということは。だから、そういう中で、そういう指導ということも、こういう担当のほうからそういうお母さんたちにするということはあり得るんですか。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） その部分は、やっぱりこちらが立ち入ることは難しいですので、今までその部分にかかわったということはありません。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、一般不妊治療費助成（案）について終了します。

続いて、健康増進課、その他を行います。

委員より健康増進課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、以上で健康増進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時56分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

続いて、（2）第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）について、担当より説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から、第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）について説明をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

第2期計画は、現行の第1期甲斐市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方を踏襲し、基本理念を「子どもが 親が 地域が育つまち」として、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の確実な実施を行うため、国の指針に基づき、第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画を策定することとしております。

第2期計画においては、女性の就労状況の変化や幼児教育のニーズの高まりなどの社会情勢の変化を捉え、子供や父母等にとって子育てのしやすい甲斐市を維持、継続をしていくために、本計画にのっとった取り組みを推進していきます。

1、計画期間であります。令和2年度から令和6年度の5年間としております。

2、策定体制ですが、甲斐市子ども・子育て会議条例第3条に定められております会議の委員数を15人とし、教育長、社会福祉協議会会長、各園長代表、また小学校長代表、保護者代表等から構成しております。

(2) 第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキング会議12人とありますが、こちらは庁内関係部署の係長から成る会議も設置し、策定に当たっております。

次に、3、策定経過になりますが、(1)平成30年12月7日から12月25日に、ニーズ調査実施、市内のゼロ歳から12歳のお子様をお持ちの世帯約4,000人を対象に、ニーズ調査を実施いたしました。結果につきましては、ことし5月の常任委員会で報告をいたしました。

(2) 令和元年5月27日、第1回甲斐市子ども・子育て会議を開催し、ニーズ調査結果の報告をさせていただいております。

(3) 令和元年7月18日、第2期支援事業計画策定ワーキング会議を開催し、第1期の事業計画に位置づけた11事業について、検証等を実施いたしました。

次の(4)と(5)の子ども・子育て会議では、ニーズ推計値及び利用見込み量の検討を行いました。また、ここには記載されておきませんが、11月に入りまして、子ども・子育て会議、またワーキング会議等を開催いたしまして、第2期計画素案の説明を行い、意見をいただいております。

次の4、基本理念・基本目標になります。

基本理念は、「子どもが 親が 地域が育つまち」、また基本目標は、以下の4目標となっております。

資料の4ページをお願いいたします。

5、現計画との主な変更点になります。

第1期計画策定時に創設されていなかった認定こども園、小規模保育事業等に関する利用状況を把握することで、保育と利用者の確保量の計画に反映しております。また、女性の就業率の傾向を把握することで、計画における保育等の見込み量を推計し、確保量に反映しております。

次に、昨年度実施しましたニーズ調査において、幼保無償化を想定した調査を実施したため、その結果をニーズ推計、確保量へ反映をしております。

次に、保育と教育のニーズへの対応、また児童虐待防止に向けた対応、無償化に関する新たな認定者に対し、記述を追記しております。

続きまして、6の計画素案の骨子になります。

第1期を踏襲する形となっております。第1章が計画策定の概要、また2章で統計データから見る本市の状況、第3章では、ニーズ調査結果について、また第4章は、子ども・子育て支援施策展開に向けての課題、第5章で計画の基本方針、また第6章、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進、第7章、子ども・子育て世代を中心に置く支援諸施策の実施に向けて、資料5ページになりますが、第8章では、計画の推進体制となっております。8章立てに資料を加え、構成されております。

それでは、別冊第2期計画（案）について、詳細を説明させていただきます。

別冊資料をお願いいたします。

まず、目次をめくっていただきまして、1ページになります。資料の1ページをお願いいたします。

第1章、計画策定の概要になります。

こちらでは、本計画の策定の背景としまして、平成24年に可決された子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されたことで、本市においても第1期計画を策定し、計画に沿った教育・保育、また子育て支援の充実・支援に努めてきたところであります。第1期計画が今年度で終了するため、国の改定指針を踏まえ、第2期計画を策定いたしました。

資料の2ページ以降につきましては、本計画の位置づけ、また役割等が記載されております。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

資料の6ページになりますが、第2章、ページ数が上のほうに書いておりますので、よろしくをお願いいたします。

第2章になりますが、こちらは統計データから見る本市の状況になります。本市の人口の推移、また出生数の推移等が記載されております。

14ページをお願いいたします。

2の本市の保育所、幼稚園等の状況になります。平成27年度からの市内における保育園、認定こども園等の入所児童数、また園数の推移について掲載がされております。

続きまして、資料の20ページをお願いいたします。

こちらは、市内の小中学校の状況になります。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。

資料の22ページになりますが、4の地域子ども・子育て支援事業対象事業の状況になっ

ております。国の指針で定められております本計画の中で、取り組むべき11事業になります。

まず、（1）放課後児童健全育成事業になります。

グラフからもわかりますが、登録児童数は増加傾向にあり、現在、小学校の空き教室等を利用するなど、25クラブ体制となっております。今後もニーズ状況により、空き教室等の活用を図っていきたいと考えております。

次の23ページ、また24ページは、本市におけるファミリーサポートセンター事業の状況となっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

こちらの表になりますが、こちらは先ほど説明をいたしました放課後児童健全育成事業以外の地域子ども・子育て支援事業の第1期計画における実施状況になります。各事業の上段部分が確保量、指標となっており、下段部分が実績値となります。この結果を踏まえまして、第2期計画における確保量を算出する基礎数値となっております。

続きまして、26ページ、また27ページをお願いいたします。

こちらは、先ほどの表にありました各事業の実績を受けての考察となっております。

資料の30ページ、31ページをお願いいたします。

こちらは、本市におけます母子保健関連の取り組み状況と、また子育て支援に関する手当助成事業の状況となります。

資料の32ページから40ページにつきましては、昨年実施をいたしましたニーズ調査の結果になりますが、ことし5月の常任委員会で内容の説明はさせていただいております。

次に、資料の41ページと42ページをお願いいたします。

41ページをお願いいたします。

先ほどのニーズ調査におけます結果からの課題を取り上げております。42ページに続いております。

資料の43ページになりますが、第4章、子ども・子育て支援施策展開に向けての課題となります。

資料の45ページをお願いいたします。

こちらは、統計ニーズ調査等から見える本市の課題となっております。

（1）女性の働き方の変化に沿った支援体制が求められております。アンケート結果からも女性の35.6%がフルタイムでの勤務を希望しているとあり、女性の就労率の上昇が伺え

ます。そのため、放課後児童クラブの希望が56.6%と最も多くなっており、今後もニーズに応じた定員の確保が求められるとされております。

また、(3) さまざまな年代の教育ニーズの高まりに応える体制が求められております。ここでは、認定こども園の利用希望が多く、小学生においても、放課後、習い事をして過ごす割合が高い状況になっております。教育相談のニーズが実際の利用を23.5ポイント上回っているなど、幅広い分野での教育ニーズが求められ、子供たちが地域を担う存在になるためにも、当地に根差した一貫した教育の効果的な推進が求められることとなります。

46ページをお願いいたします。

中段の3になりますが、前期計画の評価と課題になりますが、前期の期間中、教育・保育事業においても適正な利用が図られ、待機児童等の発生はありませんでした。第2期においても適正な量の確保を行い、体制の強化に努めていく必要があります。

次の47ページからは、第5章、計画の基本方針になりますが、48ページをお願いいたします。

施策の体系になります。本計画は、平成27年度から取り組んできた第1期計画を継承する形で、「子どもが 親が 地域が育つまち」を基本理念に、また、基本目標としましては、そちらにあります1、子ども・子育て世代のニーズに沿った切れ目のない支援提供の実現、また子ども・子育て世代の育ちを支える地域社会の実現、また、「創甲斐教育」の考えに立った充実した教育環境の実現、また安心した出産・子育てができるまちづくりの実現の4本の目標を掲げ、市の子育て支援の各施策につなげております。

特に、資料の50ページをお願いいたします。

こちらでは、本市で進めております甲斐市版ネウボラ事業につきまして記載をしております、切れ目のない子育て支援体制の充実を図っていくこととなっております。

続きまして、51ページ、第6章、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進になります。

ここでは、本市の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画が記載されており、市内在住の子育て世代の保育園や幼稚園、地域子ども・子育て支援事業の利用に関する見込み数とそれに対応する確保数を施設、事業ごとに数値で示しております。

52ページをお願いいたします。

(2) 量の見込みの推計方法になります。令和2年度から令和6年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、国の手引きに基づいて、四角の

中に記載されてあります方法により行いました。

①計画期間の各年度における年齢別の子供の数を推計します。

次に、②昨年度実施いたしましたニーズ調査の調査結果を家庭類型ごとに分類し、それぞれの事業の利用意向を算出します。この①と②を掛け合わせることで、各年度における量の見込みを推計いたします。

児童人口、家庭類型の数値については、資料の54ページ、また55ページになっております。

続きまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

ことし10月から始まりました教育・保育事業の無償化についての内容となっております。資料の58ページをお願いいたします。

こちらは、1号認定、2号認定の保育所、幼稚園、また認定こども園等の見込み量及び確保量について記載されております。表の上からになります。まず3歳から5歳児の人口の推移になります。その下が、1号認定、2号認定の量の見込み、ニーズ量になります。②確保量については、市内保育施設の受け入れ可能数となっております。一番下の市内の保育施設のみを利用した場合の過不足になりますが、現状と同様、不足となっております。

確保の方策になりますが、1号・2号認定の量の見込みは、令和3年までは増加となっておりますが、その後は減少傾向にあります。また、令和2年でいきますと、市内の保育園等を利用している人数が508人となっており、利用者全体の24.1%が利用する見込みとなっております。本市の場合は、保護者の勤務先が甲府市などが多いことから、利便性を考慮して入所先を市外に選択する保護者が多いことが伺えます。今後は、市外の保育施設等が利用定員を制限することも鑑み、市内保育園等の施設誘致や、また保育士の確保に努める必要があります。

59ページは、3号認定、いわゆるゼロ歳から2歳の保育園等を利用する子供たちの見込み量と確保量になります。先ほど説明しました同様の傾向が伺えます。

次に、60ページをお願いいたします。

3、地域子ども・子育て支援事業になります。

3歳未満児の約6割から7割は、教育・保育事業を利用せず、家庭にて子育てが行われております。その一方で、核家族化や地域とのつながりの希薄化等の影響で、祖父母や地域の人たちのサポートが受けにくい状況が生まれております。また、自分が生まれ育った地域以外での子育ても増加しており、子育てをする父母の孤立化が進んでおります。これは、アン

ケート結果からもうかがえる状況でした。

このような状況におきまして、子育ての不安や負担を解消し、子育て世帯を支援するため、本市では、以下のような地域子育て支援事業を行っております。下の表は、国の子ども・子育て支援法に基づき、市が事業計画を策定し、取り組む13事業となります。

61ページからは、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量、また確保の方策となっております。

(1) 延長保育事業になります。

まず最初に、事業の概要について述べております。次に、表は令和2年度から令和6年度、第2期計画期間における量の見込みと確保量になります。

まず、確保量の考え方になりますが、利用実績については、状況によって多少変動がありますが、令和元年度は公立保育園にかわり、民営の保育園が開園し、受け入れ枠を拡大したことにより、利用実績はふえております。今後も常時受け入れ態勢が維持できるよう、令和元年度の見込み数575人を確保量といたします。

次の確保の方策になりますが、ニーズ調査結果においても、母親のフルタイムへの転換希望があらわれており、ニーズが高まっていくことが予想されます。そのため、延長保育を実施する園の状況の把握に努め、あわせて保育士の確保も図っていきたいと考えております。

62ページをお願いいたします。

(2) 放課後児童健全育成事業になりますが、低学年、高学年とも確保量の考え方は、直近の令和元年度の実績値が過去5年間の最大値であることから、今後も常時受け入れ態勢が確保できるよう、今年度の実績値を確保量とし、低学年は1,100人、また高学年は340人としております。確保の方策についても、学校の空き教室の利用支援員の確保に努め、ニーズに応える体制の整備を図っていきます。

以下、各事業の確保の考え方は、実績値の平均や最大値を捉え、数値の算出をさせていただいております。確保の方策については、各事業の周知に努め、ニーズに応えられる体制の強化、整備を図るものとしております。

次に、72ページをお願いいたします。

資料の72ページになりますが、4、子ども・子育て支援事業の推進のための取り組みになります。

第2期計画における新たな取り組みとなっております。

(1) 保育と教育のニーズへの対応ですが、働く女性の活躍を目指す国の政策の成果もあ

り、女性の就業率も高まっています。そのため、幼児教育へのニーズもふえております。両親がフルタイムで働いている家庭などは、保育時間の確保が必要ですが、それと同時に、幼児教育を受けさせたいという希望を持つ家庭がふえています。本市では、そのような教育ニーズに対応するため、こども園への移行や幼稚園での一時預かりの推進など、教育ニーズの高まりに対応できる体制づくりに努めていきます。

(2) 新放課後子ども総合プランへの対応については、国の指針に基づき、本市においても放課後児童健全育成事業のニーズの高まりに対応するため、放課後の学校の教室の利用など、適切な対応を図っていきます。

(3) 児童虐待防止に向けた対応については、近年、社会問題となっております児童虐待防止対策において、発生予防、早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うことが求められていることから、乳児家庭全戸訪問事業を通して、子育て家庭の状況の把握に努め、子育てに不安を持つ父母の支援を行うことにより、児童虐待の早期発見に努めてまいります。

次の73ページになります。

(4) のさまざまな状況の乳幼児や児童の支援になりますが、近年では、外国人労働者の受け入れに関する状況の変化に伴い、今後、外国人の乳幼児や児童が教育・保育施設を利用する状況がふえてくることが予想されます。そのため、乳幼児・児童が円滑な教育・保育を利用できるよう支援を行っていきます。また、障がい児など医療ケアや特別な支援が必要な子供に対しても同様に、関係部署と必要な調整を行った上で、教育・保育の提供、体制の確保、また情報提供に努めていきます。

(5) の子供の貧困に直面している家庭への支援としましては、子供の貧困問題は喫緊の課題となっていることから、貧困の連鎖を防ぐためにも、生活困窮世帯等の子供を対象に学習支援を行うとともに、居場所の提供や食料支援もあわせて実施し、将来の自立に向けた支援を行っていきます。

74ページをお願いいたします。

第7章になります。第1期事業計画にも記載され、以前から取り組んでおります支援諸施策、また新たに取り組むこととなった支援施策について、担当名と、また事業内容について記載をしております。

1、子ども・子育て世代のニーズに沿った切れ目のない支援提供の実現についてとなりますが、子育て支援課で実施しております保育事業、延長保育事業、また健康増進課で実施しております妊婦一般健診助成事業等があります。

資料の77ページをお願いいたします。

(2) 親と子の健やかな成長に向けた支援としまして、健康相談、また両親学級などを挙げております。

続きまして、79ページをお願いいたします。

79ページになりますが、2としまして、子ども・子育て世代の育ちを支える地域社会の実現としまして、(1) 全ての子育て家庭への支援としての児童館事業、子育て相談事業、また資料の80ページになりますが、(2) の支援を必要とする子供への支援としまして、児童虐待防止対策の充実、また81ページにあります福祉課で実施しております障がい児施策の充実、在宅支援や医療費助成等が取り組みとして挙げております。

82ページをお願いいたします。

こちらは、教育委員会で進めております「創甲斐教育」の考えに立った充実した教育環境の実現として、幼児教育・学校教育環境の整備が挙げられております。

84ページをお願いいたします。

次代の親を育てる地域社会の教育力の向上としての事業が掲載されております。

資料の87ページをお願いいたします。

4番としまして、安心して出産・子育てができるまちづくり、仕組みづくりの実現としまして、安全な生活環境の整備、また88ページになりますが、安心して子育てできる環境づくりがあります。

また、89ページの経済的支援として、保育料の軽減、無償化などの事業や、90ページをお願いいたします。こちらのほうに、切れ目のない子育て支援として、甲斐市版ネウボラ推進事業の取り組みも、本事業計画に取り入れることで整合・調整を図っております。

91ページをお願いいたします。

第8章、計画の推進体制となります。点検及び評価、見直しは、記載のとおり、甲斐市子ども・子育て会議において行ってまいります。

93ページ以降は、資料編となっております。第1期計画に掲載されてありました資料を参考として掲載しております。

以上で、第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画についての説明を終わらせていただきますが、委員の皆様には、本日もご意見をお聞かせ願いたいと思っておりますが、計画が100ページに及ぶ計画書となっておりますので、別紙としまして、計画書(案)に対する意見をいただくよう、意見書をご用意させていただきました。ご意見等がございましたら、12月13日

金曜までとなりますが、事務局宛てにご提出のほうをお願いいたします。

また、今後の予定となりますが、常任委員会の資料となります。こちらの5ページをお願いいたします。

7の今後の予定となりますが、本日、常任委員会で計画（案）に対するご意見、提言をお願いしたところであります。12月16日から令和2年1月9日までの間、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様のご意見を求めることとなっております。委員の皆様、また市民の皆様からいただいたご意見につきまして、事務局側で集約をさせていただきます。令和2年2月に常任委員会、また子ども・子育て会議、保健福祉推進協議会にて、最終案として提出をさせていただきます。その後、3月、計画書の公表をさせていただきたいと考えております。

以上で、甲斐市子ども・子育て支援事業計画についての説明を終わります。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 14ページの保育園・幼稚園の状況の中で、ちょっと1カ所だけ教えていただきたいんですが、地方最量型こども園というのは、今で言うところには、市内で言うところはどうなんですか、どんなふうか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） こちらに掲載させていただきました保育所・幼稚園等の状況の種類となりますが、こちら国のほうで示している基本的な施設の状況をお示しさせていただいたものであり、地方最量型こども園に関しましては、本市には現状こういった施設はございません。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 25ページの10の養育支援訪問事業というのがありますが、これは家庭相談員等が訪問している事業のことですが、中身をちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 養育支援訪問事業について、事業の概要となりますけれども、こちらは児童福祉法の第6条に基づきまして、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適

切な養育が行われるよう、必要な相談指導を行う事業となっております。平成30年度は、保健師14名、また家庭相談員、30年度ですが、3名の体制で事業を行ってまいりました。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 73ページの子供の貧困に直面する家庭のことなんですけれども、国では子供の貧困に対する計画、これは市町村に義務づけられたと思うんですけれども、これの体制というのは、ここが中心になってやるという意味でしょうかね。どこどこで連携しているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 貧困におけます計画になりますが、昨年とことしにかけて、職員のほうからコーディネーターの養成講座が山梨県のほうで行われておりますけれども、そちらのほうに昨年も2名、ことしも2名、養成講座のほうを受講させていただいております。その養成講座を受けましたコーディネーターのほうがまた中心となりまして、子育て支援課、また教育委員会、福祉課の担当課が集まった中での計画のほうは、また策定することに対しまして、検討のほうをしてまいりたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 意見はあとでやるとして、現状の質問だけさせてほしいんですけれども、89ページで保育料の軽減とありますよね。今後も引き続き、国の基準より軽減しますということで、従来、甲斐市独自で国の基準よりかなり安くするというので予算を組んでいたと思うんですけれども、国が10月から全額補填ですよ。来年度からは地方交付税の対象になる基準事業額のほうに入れるということで、金額的に毎年どれぐらいになるんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 10月から始まった事業となりまして、まだ国のほうから公立保育園等の普通交付税の算出の方法ですとか、そういうもののお示しがまだないんで、ちょっとはっきりしたことは、今こちらのほうでは答えられない状況でございます。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、今後も引き続き、国の基準より軽減しますというのは、具体的には、保育料に関しては、国は全て無料にするということですよ。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 甲斐市におきましては、この10月から保育料の無償化が始まる前でも、国の基準よりも平均としまして50%近く軽減のほうがされておりますので、またゼロ歳から2歳のお子様については、保育料のほうが一定のお子様以外のものはかかってくるというところの中での軽減のほうは、継続した形で行わさせていただきたいと思えます。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 意見はまた後でさせてもらって、放課後、子供の件なんですけれども、今、放課後のプランのほうで、児童館に放課後の関係で入れるのに、何か制限があると思うんですね。そして、保護者の方が共働き以外に、祖父母の方が入れないというような、一緒に同居していると入れないような話を聞いたんですけれども、そちらのほうはやっぱりそのままになっているんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込係長。

○児童係長（中込 聡君） 放課後児童クラブの入室の要件に関しまして、もちろん放課後児童クラブの目的自体が、お子さんが学校が終わってご自宅へ放課後帰ってきたときに、誰も見てくれる保護者がいないお子さんを対象としてお預かりをしている事業ですので、例えばおじいさん、おばあさんと同居されている場合、その方々が見られる状況にあるかどうかというものを判断させていただきまして、お子さんを見られる状況、例えばお勤めをしているとか、例えば介護状態にあるとか、そういった形でお子さんを見られないという判断をこちらでした場合は、受け入れのほうを行っております。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、希望しただけでは入ることはできないというふうなことですか。

○委員長（山本英俊君） 中込係長。

○児童係長（中込 聡君） 申請のほう上げていただきまして、必要書類等、こちらで審査をさせていただきますまして、必要性を判断させていただいた上で決定のほうをさせていただきます。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 意見はまた後で出させていただきますので。

○委員長（山本英俊君） そのほかありませんか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） すみません、ニーズ調査等、今後の課題というか、そういったものがちょっとわからないところがあって、結構このニーズ調査の41ページの課題とかにも結構書いてありますけれども、ふだんから結構子育て世代の方から聞くのが、甲斐市は常時開いている子育て支援のそういう窓口はないと。あるといえはあるんですけども、気軽に行けないような場所だったりとか、今あるのはもういつやりますよという告知の中で行くというようなどころがあるということで、結構皆さん行くところがなくて、最終的に韮崎のニコリに行ったりとか、ニコリにある子育てひろばに行ったりとか、そういった声を聞いて、甲斐市にはそういったところはないからということをよく聞くんですね。

このニーズ調査の中でも、結構そういった場所がないとか、相談したいけれども、そういうところ、今やっている甲斐市の事業に対しても、行く予定だったけれども、急遽子供が風邪を引いて行けなかったりとかという部分で、逃している部分とか結構あったりとかして、そういった部分を次の段階のときに計画していくのかなと思ったら、そのところがちょっと書いてなくて、それは、僕も今ぱっと見たので、ほかのところに書いてあるのであれば、もしそういったところを書いてあるのであれば教えていただきたいんですけども、そういったのが特に計画的にあるのかなのか、それとももう今後の課題になっているのかどうか、そういったところも含めてお願いします。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 子育てひろばですとか、そういうところでお子様向けに行っている行事等の周知ということでよろしいでしょうか。そういうものも含めまして、今、子育て関係で行っている事業とか行事とか、そういうものにつきましては、ホームページ、また広報等でお知らせをしている状況でございます。

ただ、その辺はまた子育て計画の中でも周知徹底はさせていくということでいくんですけども、上位計画であります総合計画のほうでも、子育てひろばの周知徹底ということで、広報等を使いまして、もう少し周知したほうがいいんじゃないかということで実施していく予定もございますので、そういうところには力を入れていきたいと思って、考えております。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 簡単に言うと、要は常時に開いているところを今後も今は考えていないということよろしいですか。

○委員長（山本英俊君） 小宮山部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） 今、韮崎市にあるそのニコリさんですか、そういうと

ころもいいところだよというのは、私のほうも聞いたことがございます。また、甲斐市のほうでは、例えばそういう場所と同じような場所というのを考えると、やっぱり子育てひろばとか、そういうところの活用を考えていただくということになります。

また、甲斐市は甲斐市で、ちょっと小じんまりはしているんですけども、そこでお母さんが心を許してお話ができるとかという、そういう活用の仕方をしていけたらなというふうなことも考えております。そして、あと児童館なんかでも、一応相談ができるというふうな形の中でやっていきたいとは考えております。

本当に敷島の子育てひろばとか、竜王の東児童センターの中にもひろばがありますけれども、そこへお母さんが来ていただいて、本当に外では公園デビュー、でもお母さんたちは室内で子育て、外へ出てそこでいろいろなつながりをつくってもらうということで、小じんまりはしているんですけども、そういう活用の仕方をそのひろばの中でしていただきたいというふうな考えで行っております。それぞれ大きい規模でやったほうが良いという方と、小じんまりが良いという方もいらっしゃると思うんですけども、今のところ、甲斐市の中である施設を活用するというので、そんな考えのもとで行っておりますので、そのやり方については、こちらのほうでもっと周知の仕方というものがあると思いますので、広くそういうところを活用できるような方向を考えてまいりたいと思います。

また、いろんなご意見をいただいて、またこのほかに何か事業展開していったらいいかなという、そういうふうな施策が見つかれば、またその方向で検討を推し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 5年間の計画ということで、常時、時代の流れとかによって変わってくると思いますので、これはまたご意見で入れさせていただきますけれども、また例えば、昭和町であれば、地元の金融機関の跡地を利用して、そういったところを子育て支援ひろばをつくったりとか、そういう予定でもありますし、ニーズもそういうニーズが結構多いなという感じもしますし、実感にそういった声もよく聞いていることでもあるので、現状の施設という、部長の答弁もすごくわかるところなんですけれども、ただ常時に気軽にという、なかなか今そういう体制になっていないので、なかなかそういったところもまたご意見を書かせていただきますけれども、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 立派な計画なんですけれども、計画するには、当然立証というか検証もしなきゃいけないということで、多分計画の見直しというところを今見ているんですが、甲斐市子ども・子育て会議において認められた場合は変更しますよという項目になっているんですよ。そうすると、甲斐市子ども・子育て会議というのは、毎年どういう内容で、何回ぐらい行われて、じゃ、この計画に対する検証というのはどういうタイミングでやるのか、この辺をちょっとお伺いしたいなと思うんですよ。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 甲斐市子ども・子育て会議、こちらのほうは諮問機関という形になっております。こちらの中で行っておりますのが、保育園等の施設に関することに対するご意見、また審議等をしていただく、またこちらの計画におけます毎年実績報告のほうをしております、それに対しましてご意見等をいただいております。そこで乖離が出た場合には、中間での見直しということもできる形になっておりますので、そちらのほうに対応しておりますが、第1期におきましては、特に中間での訂正のほうはなく、第1期の当初のものをそのまま踏襲した形で5年間進むという形になっております。そのような会議となっております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） この子育て会議というのは、任期というのかな、15人いらっしゃいますけれども、どういう形になるんですか。途中でこれを計画を策定した委員と、当然検証する委員が違って来る場合ももちろん出てくるわけですよ。この辺は任期というのはどうなんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 会議の委員の任期でございますが、条例のほうで3年という形で決まっております。それで、すみません、補足になりますが、委員が途中で欠けた場合とか、そういう場合は、補欠の任期は前任者の在任の期間としますけれども、ただ、任期につきましては、再任をすることができるということで、できる規定になっておりますので、その中で3年ということですが、計画で5年の中で委員さんのほうは引き続きやっていただくような形をとっております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その会議が諮問機関であるということなんですけど、当然、行政のほうからのいろんな提案であるとかというものも吸い取り紙になってくれると思うんですけど

も、その委員さんが新しく提案するものとか、そういったものは、当然、行政としてこの計画の見直しの中に入れていくわけです。当然そうだと思うんですが、一応確認だけお願いしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） ご提案がありました協議をした中で、計画の中には反映のほうをさせていただきたいと思っております。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） まず、これ一応第2期ということで、ということは、第1期があったわけなんだけれども、第1期を総括、あるいは途中で変更、その他があった点が幾らかあると思うんだけれども、そういう中で、今回の2期にそれを具体的にどこをどう削除して、どれをどう加えたかというのはわかりますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 基本的には、第1期の計画をそのまま踏襲する形にはなっておりますが、こちらの資料でいきますと、まず、計画書の25ページになりますけれども、こちらのほうで、27年度から始まっての5年間の実績値のほうが出ております。その中で、指標、上にあります確保量と乖離がある部分が出ておりますので、そちらのほうは実績値を加味した中で、実績に基づいた数字で第2期のほうの確保量のほうの見直しはさせていただいております。

例えば、そちらの4番の一時預かり事業、幼稚園型、こちら確保量が7万6,000となっておりますが、これは、第1期の当初のときに、こちらのほう、全園児が使った場合の数という形で載せておりますが、新制度が始まって初めての計画だったということもありますので、そのような考え方をとっておりますが、実際には、実績は863、また28年度は若干多いですけども、大体800、700ぐらいの数字をキープしているところがございますので、それにつきましては、例えば今後の量の見込みとしまして、資料の65ページになりますが、65ページのほうでは、量の見込み、要するに指標のほうの見直しのほうはさせていただいております。ここの確保量の考え方としましては、28年度は若干多い、ここで一時預かりを実際施設が数年実績がないということで、28年度を除いた3カ年の平均値をとって確保量としているですとか、そういう形での数値のほうの見直しはしております。

また、新規の取り組みとしまして、72ページからになります。こちらのほう、保育と教育のニーズへの対応ということで、認定こども園等の数値のほうの反映が第1期ではされていなかった、また小規模保育についてもなかったということで、こちらのほうの反映、また昨年行いましたニーズ調査の中では、ことし10月から始まっております保育料の無償化の関係も加味した形の中でのアンケート調査を行っておりますので、その辺の数字の反映もされておるところでございます。

また、虐待防止というものが第1期でうたわれていなかったんで、こちらのほうもこちらのほうに記載させていただいております。

また、子供の貧困の関係も、第1期のほうでは載っておりませんでしたので、こちらのほうも入れた形で、第2期のほうの計画のほうの策定をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 私、細かいところは今比較できないから、説明ありがとうございます。

ただ、先ほどちょっと部長が触れたけれども、子供たちのいわゆるちびっこひろばが都市圏に行っちゃったということと、公園デビューとかママ友が寄るとかという地域とのかかわり合い、保育無償だからみんな行くというわけにもいかないと思うんだよね。そういうものが、基本的に維持管理だとか、安全だとかもろもろで、要するに子育て支援のほうで面倒見切れないからこういうふうになっちゃったのという話なわけだよ。だから、それが結局は、子供たちの中の縦も、また地域のかかわり合いも薄れていっちゃって、みんな家にこもっちゃう、あるいは保育園へ行って延長保育をやればもうそれでおしまいみたいになっちゃっているということに、若干違和感を覚える。やっぱりそういうところ辺も考えた計画がどこかに反映されているのかなと思って、その辺を知りたいのね。

この2期、5年の間にそういうことが、例えば世代が交代してニーズが変わると、そういうことも出てくるのか、あるいは出てこなくなってますます疎遠になっていくのか、そこを何とも言えないけれども、計画の時点でそういう意見とか、どこかから出なかったですかね、審議会とかいろいろ会があるようだけれども。

○委員長（山本英俊君） 小宮山部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） ご意見いただきまして、ありがとうございます。

ちびっこひろばについてですけれども、今度、都市計画のほうへそれが移管されたということで、子育て支援課の中の業務がなくなったということでもありますけれども、今までち

らのほうにあった業務の内容を見ますと、やっぱり管理という部分がかかなり多くを占めておりまして、結構90カ所ぐらいですかね、かなりありました。それを1人の職員が専門というか、ほかの仕事もやりながら見ていくというのが、すごく大変な業務ということも感じております。木々のことから、樹木が植えてあると、それが生い茂ってというところまでを見なきゃならないという部分で、それは管理の面でやっぱり公園管理をしている都市計画のほうへ一緒に見ていただいたほうがいいであろうという観点から、そちらのほうに移させていただきます。

ただ、そのちびっこひろば等を活用するという部分は、やはりこちらのほうで推進をしていくべきことであるというふうなことは考えておりますので、こういうふうにご意見をいただければ、これからそういう部分も、その活用のところも考えながら計画のほうに少しでも反映させていけたらなと思っておりますので、また見直し等も途中経過で出てくるかと思っておりますので、その辺も含めて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 41ページのニーズ調査から見える課題というのが、何項目か掲げているわけですが、今回のその計画をつくるに当たっての、このところが一番重要な部分ではないかなと思うんですよね。これが今回の計画の中にどの程度となかなか難しいと思いますけれども、考え方として反映されているのかという、そういう基本的な部分をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 41ページ、42ページに、ニーズ調査から見えます課題が幾つか載っております。この中で、実際に事業としてやっているところもございますが、より充実させていかななくてはいけないという課題もあるということで、計画を立てるに当たりまして、こちらのほうは認識した中での計画にはなっております。

ただ、具体的にといいますか、例えば相談に関することという中で、今、結構携帯を使って若いお母様たちいろんな相談事をしたいということの中で、LINEとかそういうものを使ってくださいみたいな形のものもありますが、実際に、今、子育て支援課のほうで、保育園の状況なんかは、そういうSNSですか、そういうものを使って発信のほうもしたりとか、若いお母様たち向けの内容にするよう、対応ができるようにやっている部分もありますので、課題で計画の中に入れられるものは入れますけれども、実際にもうすぐできることについて

では、この課題を見た中で対応のほうをしておりますので、できるものについては、もう今実際に対応しているものもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、先ほどの横山委員のほうからも、葦崎のニコリという具体的な子育て支援のそういう施設があるということで、非常に人気があるといったことなんですよ。そういうところの事業内容とか、そういった部分の比較というか、そういった部分において、本市においてはどうかというような、そんなことはあれですかね、調査というか、そういうものはしているかどうか、比較的なそういうものを。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 子育てひろばの厚生員のほうが、職員のほうが、先日、先進地視察じゃないですけども、そういう同じような形で行っている施設のほうの見学に行ってきたなんていうお話も聞いておりますし、また児童厚生員のほうの研修会もありますので、そこでは県内の厚生員の方たちも来たりとか、また県で行っている研修もございまして、そこら辺で情報交換のほうもさせていただいておりますので、その中でいいものは取り入れる形で、実際に行っております。

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画（案）についてを終了いたします。

大分時間も経過しましたので、ここで暫時休憩し、トイレと一休憩。

約10分ということで、3時7、8分、集まり次第。推しているからね、時間。そんな形で、集まり次第、10分の時間はあるけれども、やりますんで、お願ひいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

○委員長（山本英俊君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（3）甲斐市立双葉西保育園の建てかえについて、担当より説明を求めます。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） それでは、続きまして、甲斐市立双葉西保育園の建てかえについて説明をさせていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

まず、1、経緯になります。

本年1月に委託契約を行いました双葉西保育園建設予定地用地測量設計業務委託が5月末に完了いたしまして、現在、周辺整備工事を行っております。また、双葉西保育園建設工事実施設計業務委託についても、10月末に完了いたしまして、建築工事等の入札を11月に実施する予定となっております。

次に、2の設計方針であります。園舎は敷地の有効活用の点から2階建てとしまして、現場の保育士からの要望も取り入れ、園児の生活の快適さ、安全性を考慮した設計といたしました。また、隣接しております住宅に配慮するため、園舎を北側に寄せた配置とすることで、南側に園庭を確保でき、明るく開放的な環境となっております。園舎建設予定近くには、お寺や旧陣屋跡があり、歴史的・文化的な景観、背景を考慮するとともに、選挙の投票所としての活用を考え、屋内遊戯室を1階に設けることで、地元住民の利便性にも配慮した設計となっております。

3、設計概要等になりますが、鉄骨づくり2階建て、建築面積は771.79平米、約230坪になります。建物面積は1,042.69平米、1階部分は643.1平米、また2階部分は399.59平米となっております。保育の受け入れ定員数は、現行のままの177名となります。

次に、今後の予定になりますが、元年11月、建築主体、機械設備工事、電気設備工事の入札を昨日行ったところでありますが、まだ事後審査型の入札形式となっておりますので、まだ審査のほうが終わっていない状況ですので、落札候補者という形になりますので、ここでの発表のほうは控えさせていただきます。

また、建築主体工事の請負契約締結については、予定価格が1億5,000万以上となることから、入札執行後、仮契約を締結させていただきまして、請負契約の締結の議決を12月の定例会へお願いする予定となっております。議決後、工事着工となります。

また、令和2年10月に外構工事の入札を行いまして、11月に外構工事の着工、また建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の竣工を予定しております。令和3年2月に外構工事の竣工となり、4月に新園舎の開園を予定しております。

それでは、設計図での説明をさせていただきます。

A3の資料になりますが、資料7ページ、配置図になります。図面に向かって右側が北になります。園舎の位置は南側の住宅に配慮し、北側に寄せる配置としております。南側の住宅の境になりますフェンスは、高さ2メートルの防音フェンスを設置し、遮音性能の確保を

しております。また、園庭の奥には園児たちが農作業の楽しみを体験できるよう畑を設置し、1、2歳児の教室のすぐ横には、砂場と1、2歳児用のプールを設置しております。教室からプールのほうには、教室から着がえて、犬走りを挟み、直接出ることができる設計となっております。また、東側に位置しております道路の中央からは、園庭に車両等も出入りできるよう、門扉を設置しております。

8ページをお願いいたします。

こちらは1階部分の平面図になります。図面の上が北になります。園舎1階部分、向かって右側の東部分から順に説明をいたします。

まず、調理室になりますが、におい対策やまた騒音を考慮しまして、道路に面した東側に設置をいたしました。調理室横にエレベーターを設置し、調理室から2階への配膳の利便性に配慮するとともに、エントランス横に設けることで、障がい児対応用として、2階への動線を短く考えております。

次に、エントランスですが、大きな窓を設置し、エントランスに入ったらすぐに園庭が見えるので、開放的で明るいエントランスとなっており、そのまま園庭に出ることができます。

次に、職員室ですが、エントランスの境は窓ガラスになっており、来園者をすぐに確認できる配置となっております。また、園舎の中央部分に位置することから、園庭やまたすみれ、たんぽぽの様子も確認ができます。

次に、屋内遊戯室になりますが、選挙の投票所としても利用できるよう、外部から直接出入りができるドアを設置してあります。ステージにつきましては収納式となっており、広いスペースの確保ができ、多目的利用が可能となります。各保育室から直接トイレにアクセスができる設計となっております。

次に、すみれ、2歳児の保育室になります。またその隣はゼロ歳児・1歳児のたんぽぽクラスになります。たんぽぽクラスの廊下部分は、園児がふえたときに備えまして、保育室と一体的に利用できる設計となっております。

先ほど説明しました遊戯室につきましても、1つの部屋となっているため、園児がふえたときの保育室としての利用も可能となります。

資料9ページをお願いいたします。

こちらは2階の平面図になります。図面に向かいまして右側が東になりますが、道路に面した部分にプールを設置しており、園児の声に配慮しております。また、図面では、3歳児、4歳児、5歳児の保育室となっておりますが、双葉西保育園の特徴としまして、3歳から5

歳児の縦割り保育を行っております。そのため、2階部分は同スペースの保育室を3カ所設けており、縦割りでの保育室ができる形となっております。各保育室の廊下部分には出窓が設けられ、単なるツールだけではなく、読書スペースとしての活用も考えております。1階のすみれの上部には屋上のテラスを設け、避難用の滑り台、階段を設置していることから、避難場所としての利用とともに、屋外活動ができる場としての活用も考えております。

資料の10ページ、また11ページになりますが、こちらは園舎の立面図になります。

10ページをお願いいたします。

図面の上部が北側の立面図、また下部が南側の立面図になります。この建物の特徴として、3つに分かれました切妻屋根があります。これは、双葉という名前から、かわいらしい植物とお花という、双葉から成長し花が咲くというイメージを、子供の成長を合わせたコンセプトとし、2階の3、4、5歳児の保育室の全体面積を3つのボリュームに分け、それぞれ切妻屋根で覆い、お花として園児たちの笑顔が詰まっているように見立てたイメージとなっております。また、近隣にはお寺などがあることから、市の景観条例において、歴史的景観に配慮することからも、切妻屋根とすることといたしました。

次に、2階部分がルーバー、柵で覆われておりますが、これは園長たちの要望を取り入れ、子供たちの安全を考え、転落防止のため設置するものであります。また、2階屋根部分には太陽光パネルを設置する予定となっております、屋根の西側に設置する予定となっておりますが、住宅地への反射などに考慮しております。

以上で、甲斐市立双葉西保育園の建てかえについての説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今後の予定として、ここに書いてありますし、きょうのファクスで、きのう契約したんですね、この主体工事と機械設備と電気設備が。きょうファクスで来ましたが、それで、契約したばかりですけれども、今度もうすぐ工程表とかで工事にかかっていくと思うんですけれども、前も課長や係長に、地元には説明に来ていただいた経緯がありますけれども、今後できるだけ早目にその工程とかを、もう入札した知らせというの

は、区長さんあたりには出したんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 契約のほうで、きのう入札のほうを行ったというお話は聞いております。落札予定者ということで、名前のほうも聞いておりますが、事後審査型の入札ということなんで、まだ正式な決定はしていないという状況でございますので、それで、すみません、ここでも11月予定なんていうことで、先ほど説明をしてしまいましたが、また決定をしましたら、地元の区長初め、また工事のほうも始まりますので、保育園の保護者等にもお知らせする形で、早目の対応をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） いずれにしても、早目に、あそこは結構市道としては通りが激しいところですので、園児なんかも開園しながら工事もやるわけだから、その辺は非常によく気をつけていただいて、そういう周辺の周知、そしてまた利用者にも周知というのを、それだけは徹底してお願いしておきます。よろしく申し上げます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは建物に対する質問じゃないんですけれども、今課長の説明の中で、この建物のコンセプト、屋根をやって、花を咲かせてという、これ非常に今まで本市の事業で建物を結構つくったんですけれども、そういう説明を受けたこと初めてな気がするんですよね。そういう意味では、ただ建てるじゃなくて、園児も子供、地域の人もそういう思いがこもっている建物だということを、やはりいろいろな機会の説明をしながらやっていくというのは、非常にいいことだと思うんですよね。だから、今後いろいろな面で園児のとか、竣工式とか、そういうのがあるじゃないですか。そしたら、そういうところもちょっと挟み込んで知ってもらおうということも必要じゃないかと思うんですよね。ぜひその辺を考慮して、非常に感動しました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 縮小版なもので、園がよく見えないんだけど、この中でいわゆる機械設備、電気設備の機械室はどこにありますか。ちょっと絵が見えない。それで、そこに

非常用の電源は設置してあるかどうか。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 機械室につきましては、8ページのステージ、8ページの調理室の横に機械室というところが設けられておりまして……

○議員（斉藤芳夫君） 全部が小さくて見えません。

○保育係長（伊藤 敦君） 右端のほうに設けられているのが……

○議員（斉藤芳夫君） 何ページのどこだ。

○保育係長（伊藤 敦君） 8ページの右です、8ページの右側ですね、右側の絵の部分になるんですが。申しわけありません、8ページのエントランスのちょうど真ん中の絵の左側のところ、職員室がございまして、そちらのところに機械盤というものが設置されております。

○議員（斉藤芳夫君） 機械盤、これは分電盤ずら、おまえ。分電盤を聞いているんじゃないよ。

○保育係長（伊藤 敦君） 機械室に、キュービクルが外のほうに設置するようなことになっていまして、それが7ページの園舎の北側のところにキュービクル、設置のほうをさせていただきます。特に機械室という部屋自体は、この今配置は、この園舎の中にはちょっとされていないような状況であります。

○議員（斉藤芳夫君） これ、ここには、いや、2回しか聞けねえから困るんだよ、さっきの答弁は。

〔「さっきのは答弁じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） それで、さっき説明の中に、どこかの棟に太陽光発電を設置するという話がありましたね。太陽光発電は、これ質問2回しかできねえから、ちょっとややこしいんだけど、想定キロワット、あるいはそれをどこへどう蓄電するのか、しないのか、その辺はどういう計画ですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 太陽光電池の容量でございますが、20キロワットでございます。こちらにつきましては、ほかの保育園、太陽光発電しているところ全て20キロワットの設備となっておりますので、同様のものとなります。

先ほどの質問にちょっと関連するかもしれませんが、今回、太陽光発電のほうをする際に、パワーコンディショナーというものを設けますが、これを自立運転型というものに

いたしまして、停電時に電柱から直接電気をもらえるもの、そういうパワーコンディショナーを設置することで、日中だけになりますけれども、太陽光パネルのほうから発電ができるような対応となっております。

建物の太陽光パネルにつきましては、全部西側のほうに設置する形になっております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） そのほかなければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市立双葉西保育園の建てかえについてを終了いたします。

続いて、子育て支援課の関係のその他を行います。

子育て支援課から報告がありますので、担当より説明をお願いいたします。

戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 12月の議会におきまして、補正、また条例のほうの一部改正、そして竜王西保育園になりますが、そちらのほうの指定管理の更新になりますので、そちらのほうの議案のほうの提出のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 報告が終わりました。

本件は定例会の案件となっておりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より、子育て支援課の関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ないようですので、以上で子育て支援課の関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時31分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開いたします。

続いて、（４）峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化について、担当より説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、環境課から、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化につきましてご説明をさせていただきます。

厚生環境常任委員会資料12ページをお願いいたします。

峡北・中巨摩・峡南地域11市町におけるごみ処理広域化につきましては、先月10月30日に開催されたごみ処理広域化推進協議会におきまして、ごみ処理施設建設候補地の決定という大きな局面の展開がありました。翌日には新聞報道等もあり、委員各位も既にご承知されているものと思いますが、改めて執行といたしまして、本常任委員会にご報告するものでございます。

まず、1の建設候補地の決定であります。各市町から提案された推薦地11カ所につきまして、1次評価8項目、2次評価27項目によって3候補地に絞り込み、検討を重ねておりましたが、最終評価の17項目及び協議会委員の定性評価も反映し、最終的な建設候補地の選定を行った結果、中央市浅利地区約6ヘクタールに決定したところでございます。

中央市浅利地区は、地元自治会からの誘致であるため、施設建設への理解度及び協力度合いが高く、また候補地の半径500メートル以内に存在する自治会が当該自治会のみであることは評価すべき点でありました。なお、近隣自治会であります市川三郷町大塚地区から、風評被害等を懸念する反対の声が上がっている事実があるところではありますが、懸案事項等につきまして丁寧に説明する中で、合意形成に努めることとしております。

参考といたしまして、3候補地の最終評価の点数、地元要望の内容及び概算額であります。南アルプス市鏡中條地区は、最終評価点数が87と、3地区で一番評価点数として高いものの、地元要望は福祉施設兼用集会所建設が2地区、遊・湯・ふれあい公園再整備、南北侵入道路拡幅、地域振興金が3地区であり、要望事項の概算額は約35億円と、3地区で最も高額でありました。

また、中央市大田和地区は、評価点数が82点、地元要望は、消防団、消防ポンプ小屋兼詰め所建てかえ、地域振興金が1地区で、概算額は約9,000万円でありました。なお、当初、フィットネススポーツ事務を備えた温泉やプールの複合施設の建設を希望しており、概算額は約27億円でありましたが、建設した後の年間維持管理費は組合では負担せずに、地元で

管理運営を行っていただきたい旨を伝えたところ、この部分は取り下げをしたところでございます。

最後に、中央市浅利地区であります。評価点数は3地区中、3番目の80点でありました。地元要望は、コミュニティセンターの建設、浅利バイパスの整備、地域振興金が2地区で、概算額は約16億円でありました。地元要望であります。本年7月に開催した第9回協議会におきまして、限度額を16億円と決定いたしました。16億円の根拠であります。3地区の当初の要望額で一番低い金額であること、交付共同地域の地元対策費が約20億円であったことによるものであります。

次に、2の一部事務組合の設置であります。建設候補地が決定したことから、新ごみ処理施設の建設に向けて、各市町における議会の議決を得て、令和2年2月に新たな一部組合を設置することとしております。そのため、12月定例会市議会におきまして、一部事務組合の設置につきまして、協議議案の提出を予定しているところであります。

なお、一部事務組合の規約案の概要は、13ページをお願いいたします。

ここで、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

第5条に、組合議員等の定数であり、定数以降の6文字の削除をお願いいたします。第5条は、組合議員の定数であります。大変申しわけございませんでした。消す部分は、「の議会の議員」です。第5条、組合議員の定数でございます。

組合規約の概要であります。まず第1条は、組合の名称であり、山梨西部広域環境組合としております。

第2条は、組合を組織する地方公共団体としまして、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町の11市町としております。

第3条では、組合の共同処理する事務、第4条は組合の事務所の位置で、事務所の位置は中央市としております。

第5条は、組合議員の定数の規定であり、市は各2人、町は各1名の計16人としております。

第6条は、組合議員の選出方法、第7条は、組合議員の任期、第8条は、組合の議会の議長及び副議長についてとなります。

第9条では、執行機関として、管理者1人、副管理者10人、会計管理者1人の規定となります。

第10条は、組合の執行機関の任期、第11条は、組合の執行機関の職務権限、第12条では、監査委員を定めております。

第13条は、補助職員として、組合事務局を規定しております。なお、規約には記載がありませんが、事務局は各市町からの出向職員が8名、組合採用職員が3名の計11名を現在のところ予定しているところでございます。

第14条では、組合費用の支弁方法を定めており、別表におきまして施設建設費及び附帯する経費につきましては、均等割10%、人口割90%とし、管理運営経費につきましては、均等割10%、人口割30%、処理量割60%としております。

以上が組合規約の概要であります。附則におきまして組合規約の施行日は、令和2年2月1日としております。

次に、施設建設に向けてのスケジュールであります。令和13年4月からの施設稼働に向けて、事業全体のスケジュールは別冊の1ページのとおりであり、お手数ですが、別冊の1ページをお手元のほうにお願いいたします。

現在想定しております事業全体のスケジュール案につきまして、事務項目ごとに示しております。

上段からご説明させていただきますと、建設地の選定が本年10月までに決定し、組合の設立手続は令和2年2月を予定しております。組合設立後は、4の地域住民の合意形成に着手し、令和2年度内で合意を取りつけ、令和3年度内において用地の取得を完了する予定としております。

令和2年度には3の広域化計画の策定、5の循環型社会形成推進地域計画の策定を行い、6の環境影響評価にも着手いたします。環境影響評価は、令和5年度までの4年間を想定しております。

令和3年度には7の測量、8の地質調査、9の施設基本構想に着手し、令和4年度には10の災害廃棄物処理計画の策定、11のPFI導入可能性調査の実施、12の許認可関係の手続、13の都市計画決定の手続、15の造成工事の実施設計に着手いたします。

令和6年度には、16の新施設建設工事発注手続といたしまして、プロポーザル方式の準備を行い、令和7年4月前後におきまして入札の公告を行い、令和7年度内で業者を決定いたします。また、令和6年度には17の造成工事に着手し、おおむね2年をかけて工事を行います。入札の公告前には、国の交付金に対応するため、18の費用対効果を分析いたします。

令和8年度には、19の新施設建設工事に着手し、令和12年度内での竣工を予定しております。

スケジュール表にピンクや緑色の線や逆三角形の印がありますが、表右の凡例でご説明しているとおおり、ピンクの線につきましては、竣工までのリードタイムを決定する工程であり、いわばスケジュールをコントロールする指針であります。

特にピンクの逆三角形は、遅延が認められない事務の完了期限であり、遅延いたしますと他の工程に影響を及ぼし、令和13年4月の操業開始ができないこととなりますので、重要なポイントでございます。

緑色の矢印線は、当該業務の完了と次の業務の開始である業務間の関係をあらわしており、例えば用地購入に当たっては、地権者の基本合意があった後に、用地測量や地質調査の実施といった過程を示すものであります。

以上が事業全体のスケジュール案の内容となります。

大変申しわけございませんが、厚生常任委員会資料13ページにお戻りをお願いいたします。

次に、4の新ごみ処理施設の実施計画及び構成市町の負担金であります。

新ごみ処理施設につきましては、現時点において総事業費を286億3,680万円と計画しておりまして、この場合、令和2年度から31年度までの30年間の本市の負担金の総額は45億7,384万9,000円を見込んでいるところであります。

なお、総事業費の内訳は、別冊2ページのとおりであり、また構成市町の負担金の内訳につきましては、別冊の3ページとなっているということで、お手数ですが、また別冊の2ページのほうをお願いいたします。

まず、新ごみ処理施設の実施計画といたしまして、各事業、各年度における事業費の一覧表でございます。表左上段のエネルギー回収推進施設等々を記載してございますが、基本的小ごみ処理施設本体であり、事業費は250億を見込む中で、令和8年度から11年度までの4年間の支出を計画しております。施設に関する計画支援に対する事務等の総額は20億3,680万円で、以下、各種事業の支出年度は、先ほどご説明いたしましたスケジュールのとおりとなっております。

各種事業の事業費といたしましては、広域化計画地域計画策定事務が2,820万円、環境エコ評価事業が2億1,510万円、測量地質調査基本構想事業が3,100万円、用地購入費が10億円、PFI導入可能性調査事業が1,330万円、施設基本設計等事業が4,100万円、造成基本

設計及び実施設計事業が4,000万円、施設建設工事発注手続等事業が5,280万円、第2次地域計画書広域化計画作成事業が540万円、什器類購入事業が1,000万円となっております。建設工事事業費は、施設建設及び計画支援に関する事業費の合計で270億3,680万円であり、地元要望事業費の16億円を加えますと、総事業費は286億3,680万円となるところであります。

2ページ、右欄につきましては、各種事業における国の交付金の額を記載してございます。下段の米印をごらんいただきたいと思います。

これらの算出に当たっての基本的な考え方を補足してございます。

まず、米印1といたしまして、エネルギー回収施設等につきましては、交付金対象事業を全体金額の89%で算出しております。なお、交付金の補助率は、補助対象事業の3分の1でございます。

米印3として、施設に関する計画支援事業につきましては、全額を補助対象としております。

米印4、用地等購入事業につきましては、平米当たり1万5,400円で算出してございます。

米印5、造成工事事業につきましては、水害対策といたしまして、盛り土等を想定した金額としております。

米印6、地元要望事業費の上限は16億円と第9回協議会で決定したこと、要望内容によっては建設地の市が依頼する可能性があることを記載しております。具体的には、道路関係につきましては、道路管理者に委託することを想定しております。

次に、別冊資料3ページをお願いいたします。

新ごみ処理施設建設に伴う構成市町負担金の内訳でございます。縦軸が各年度、横軸が事業費、交付金、起債額、構成市町負担金となっております。総額でご説明させていただきますと、事業費は286億3,680万円で、うち交付金が75億4,369万7,000円、起債額が143億5,000万円、構成市町負担金は単年度支出分の一般財源分として67億4,310万3,000円となります。償還金を含む構成市町の負担金につきましては、212億2,826万3,000円で、下段になりますが、うち起債償還額は144億8,516万となっております。

表右欄につきましては、各構成市町の各年度における負担金の額を試算してございます。左から4列目が甲斐市の負担金の額であり、均等割10%、人口割90%で算出いたしますと、令和2年度から31年度までの30年間の総額は45億7,384万9,000円となります。

下段の米印でご説明しておりますが、負担金算出の人口基準につきましては、現時点では

平成27年度国勢調査のものを使用しており、今後5年間ごとの国勢調査の結果によっては若干の変動がございます。

また、用地購入費につきましては、起債の充当率は100%、ただし、償還金に対する交付税措置は、現在のところ、該当をいたしません。

用地以外の起債につきましては、貸し付け期間が20年、うち3年の据え置き、充当率90%であり、この表におきましては、償還金に対する交付税措置分は除いてございます。実際には、交付税措置は償還額の50%となっておりますので、交付税措置が満額適用となった場合、本市の負担金総額は約30億円ほどになると考えております。

なお、この負担金の額は、あくまでごみ処理施設建設に係る本体工事及び関連事業に関するものであり、このほかに令和2年度からは一部事務組合の人件費、事務費等や令和13年度からはごみ処理施設の維持管理費が発生してくることとなります。

このことを踏まえますと、令和12年度までは、現在の2つの組合の負担金に加え、これらの金額は上乘せとなり、非常に財政負担が大きいものとなりますが、令和13年度からは、現在支出しております負担金より減額となるところでございます。具体的には、現在2つの組合にごみ処理の負担金として毎年約6億円強を支出しているところでございますが、令和13年度からは、少なくとも現在の6割から7割程度になると見込んでございます。

以上、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化につきましてご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

委員の説明に対する質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） まず、この12ページのほうの、浅利地区に決まったんだけど、地域振興金というのは、詳しくはどういうことなんですか。地域振興金というのは、具体的に何に使うのか、そういうのまでわかりますか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） まず、基本的には、一定の額のほうを年間でお支払いをして、それにつきましては用途につきましては、各自治会、地区のほうで内容のほうは検討していただくといったものでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） それは期間があらうかと思うんですよね。その建設に、何年までだったかな、あるんだけど、ずっとそこに支払われる、年額何千万かわかんないけれども、それで総額が幾らかということですか。それとも一時的に払われるものですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的に毎年支払われるものでございまして、そこにごみ処理施設が存在する限り、基本的には支払い続けるといったものの性格でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） あと全然別ですけれども、今の建設地が決まった、建物もほぼ予算的に概要が決まったと。じゃ、その建物の内容は、今、甲府はただ燃やして灰にするだけ、灰の処理に困っておるといようなこともあるんでしょうけれども、将来的にやはりこの地区のものは、同じようにただ燃して、燃すだけの建物なのか、もっとそれをリサイクルにして活用するものなのか、この辺のコンセプトというのはどうなんですかね、あるんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 実際にはまだそこまで議論が進んでいなくて、一部事務組合のほうで、恐らくでございますけれども、スケジュールの中の9の施設基本構想というところの中で議論が深められるという形の中で、いずれにしろ、一部事務組合が立ち上がって、その中で検討を重ねていくものだと考えております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） これは、建設費についてはアバウトな部分と、内容についても、今から検討するという判断でいいですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） あくまでも概算の金額でございますけれども、一番の直近の甲府・峡東が一番参考にならうかと思えますし、当然ながら、いろんな組合、推進協議会の事務局のほうで、全国的な事例のほうのものを参考にしながら、またコンサルタント会社の意見を聞きながら、一応概算としてこの金額が出されたところでございます。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この11ページの最終評価というところで、これ見てみると、一番点の低いところが決まっちゃったんだけど、この点の違いの中で、この評価という中身ですよ、点数が違った、その辺のところはどういう過程でこの点数を出して、この地元要望ということが低いという、単なるそれじゃなくて、これをつくる上で利便性とかいろんなものがかみ合ってこの点数が出たと思うんですよ。そうすると、この87点と80点が低いということは、どこかの条件が悪かったということで80点になったと思います。その辺のところはできれば87点とかでやりたかったということだと思ってくれるけれども、この点数になった経過を。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） この評価点数につきましては、17項目につきまして評価をしているといったところで、南アルプスの鏡中條が87点、中央市浅利地区が80点という中で、7点の差がついております。この17項目の中でどれが鏡中條が点数がよくて、浅利が低かったのかと、7点の差のほうをちょっとご紹介させていただきますと、まず、評価項目の中の災害等の安全性というところで、地震液状化のハザードマップという段階で、5段階の評価、最高点が5点で、次が3点、1点というふうになっています。そこが、鏡中條が地震による液状化がしにくいという形で、これが3点でした。一方、浅利地区につきましては、地震による液状化がしやすいというハザードマップがございまして、そこで1点で、2点の差がついてございます。

また、大きなところでは、地権者、用地の取得の難易度というふうな形の中で、地権者について評価をしているところでございます。この中で、地権者が少ないほうが用地交渉がスムーズにいくというふうな形の中で、少ないほうが有利という中で、最高点が10点というふうな形をとっておりまして、それに対する地権者の割合というふうな中で、鏡中條につきましては9点、そして浅利につきましては6点という形の中で、ここでも3点の差がついてございます。

あとは、大変申しわけございません、この11市町の人口重心との位置というふうな形の中の評価もございまして、これにつきましては、鏡中條が最高点の5点、そして浅利地区が3点というような内容で、差額の7点の差がついてございます。

この最終評価の点数のほうも、当然ながら重要でございますけれども、先ほどご説明したとおり、協議会委員であります首長の定性評価、それが今後事業をしていくのにスムーズに

いくのか、それとも大きい金額を払ってでもいくのかというふうなものも最終的に加味しながら、最終的に浅利地区に決定したというふうに伺っております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） よくわかりました。ありがとうございました。

それで、先ほどの説明の中で、またあとの中央市は、ハザードマップで液状化が出やすいということ、これ大きなポイントだと思うんだよね。そういうことも、今後の建設に向けて、当然重視していかなきゃならん部分だと思うんだよね。だから、その辺のところは、今後設計とかいろいろここで用地を何か盛り土をすとかとあるけれども、今後その辺のところについては、しっかりと取り組んでいくべきだなと思うけれども、その辺はどうですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 液状化という部分もありますし、もう一つ心配しておるのが、洪水ハザードマップというところの中で、3メートルぐらいの浸水があるというふうなことも伺っているところでございます。その中で盛り土というふうなものもございますので、今、一部事務組合でその辺のことは、詳細を詰めていくというふうに伺っておりますけれども、基本的には、それに対する対策が重要なポイントではないかと思っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） この浅利地区の広域に行っても、この間決まったばかりだから、まだ説明がないのは当たり前といえばそうなんだけれども、決定した場所は、鎌田川を見て下っていったら、右か左かどっち。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的に、国道の140号線をご存じでしょうか。いずれにしろ、中巨摩広域にありまして、その東側に川があります。その対岸のほうのところの豊富な、そこに河川沿いに国道140号線が走っているんですけども、その140号線沿いの土地でございまして、とよとみクリーンセンターという農業集落排水施設のものがあありますが、その間の土地、いずれにしろ、140号線に接している土地でございます。

○委員長（山本英俊君） 齊藤委員。

○議員（齊藤芳夫君） 位置的には、今の広域のはず向かい、前ぐらいという話ですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 本当に今の広域組合が川を超えたすぐ東側というふうなイメージでありまして、現地からすぐに……

〔「南じゃなくて東なの」と呼ぶ者あり〕

○環境課長（中込広人君） 東になるかと思えますけれども、もし後ほど時間があるようでしたら、私のところに寄っていただければ、お示しさせていただきたいと思えます。

○委員長（山本英俊君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 説明今もらった中で、ちょっと何点か聞きたいんだけど、まず、一部事務組合は2年2月までにつくるんだと。各市で2人、町で1人というのと、これやると16人ぐらいの議会だね。その中でいろいろ検討していくわけでしょう、先ほど実施計画で述べられた。そして、令和7年にはその施設を決定するんだという話だったですよ。

そして、さっき五味委員からの質問の中で、この250億というのは概算だという、要するに何をつくるかということだとかまだ決まっていなわけだから、そういう意見をこの16人だけじゃ、恐らく議会としては、意見としては集約できないような気がするんです。

それで、各市とか町の議会できちっとしたどういうものをするかというような検討をしていかないと、皆さん、課長たちはご存じかどうか知らないけれども、今、中巨摩も、葦崎なんかも特にそうなんだけれども、非常に6億ぐらいと言ったでしょう、今負担しているのが、言ったよね。そして、今度は2億か3億ぐらいだという、これなればという話だったんだけど、そんだけ要するに今物すごくかかっているわけ。何でかかっているかというのは、物すごく選定を、今の事業のごみの施設の選定が間違っていたから、こういう結果になっているわけですよ。だから、それを間違わないように、きちっとしたものを出すには、どのようにしていくかということは、考えたことありますか。意見をどういうふうにして集約していくかというのを。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今回の新しい一部事務組合の中では、当然ながら、各市町からの職員が出向します。実は、甲斐市の職員も来年度、再来年度と2年度そちらのほうに出向することになっております。ただ、それは輪番制で職員が出てくるというふうな状況になっております。中央市につきましては、毎年3名ずつ出るというふうになっておりますけれども、当然ながら、そういった職員のノウハウもございますし、当然我々にも情報が入ってきて、我々の中の意見も当然ながら入ってくると思えます。

その話の過程の中で、当然議会に報告すべきは報告する、相談すべきものは相談すると

いうふうな形の中で、その声を一部事務組合のほうの事務局のほうに発信をしていくといったことで進めていきたいなというふうには考えておりますけれども、また実際に組合のまだ動いていませんけれども、2月に設立、実際には4月から稼働というふうになる中で、私どももそのほうもそんなふうなことで意見のほうを述べていきたいなというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 何回もくどうようだけれども、要するに、課長たちの意見も多分議会を参考にしながら述べていただけると思うだけれども、その辺は、今この議会とどういうふうなつもりでいますか。要するにその施設自体をすばらしいものにするために、議会との関係、それと一部事務組合との関係というのは、これ7年までという、結構コンサルとかいろいろなものもきっと含んで、いろいろな協議とか意見交換していくんだろうと思うだけれども、要するに、令和7年というとまだ五、六年あるわけですよ。その中で、いろいろそれをどういうものをつくるかというのを決めていくわけでしょう。それに、例えば今のこの甲斐市の意見というものはどういうように反映していくつもりでいますか、議会の。要するに、議会の声というのは、住民の声でもあるんだよね、市長がよく言うようにさ。どういうようにして、反映していけるように考えていますか。

○委員長（山本英俊君） 石合部長。

○生活環境部長（石合雅史君） 組合発足後は、それぞれの市から2名、それから町から1名の議員さんが組合委員ということで選出されるということになっております。当然必要な情報等は、私どもも組合の事務局、また甲斐市の議会のほうへも伝えたりしながら、事業が円滑に進むよう努力をいたしますけれども、基本的には、独立した一部事務組合の執行機関であり、それを審議する議会でありますので、一部事務組合の議員さんが主体となっているものを審議していただくというのが、基本的なスタンスだと思いますので、その辺のサポート的な役割を我々も果たすつもりでおりますので、そんなご理解でよろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化について終了いたします。

続いて、環境課の関係のその他を行います。

環境課から報告がありますので、担当より説明をお願いいたします。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 先ほどの説明と重複いたしますけれども、12月定例会市議会におきまして、一部事務組合の設置につきまして、基本議案の提出を予定しております。また、この一部事務組合の設置にかかわる関連予算につきましても、補正のほうを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 報告が終わりました。

本件は定例会の案件となっておりますので、質疑は省略いたします。

次に、委員より環境課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 以上でその他を終了いたします。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いいたします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 委員会が始まる前に、委員の方には資料をお渡ししました。オレンジの袋に入ったものです。この中身は、今月6日、香川県三豊というところへ行ってきました。ここは、ごみ処理をどうやってリサイクル化するかというところを実際やっているところです。もうこれ指定管理の会社に任せているわけですがけれども、先ほど私の質問でも、建物はどうなるのか、どういうことをするのかという中で、やはりリサイクル化がやっぱり必要かなということなんです。ごみを菌によって消化させて、それから湿ったものは乾燥させるとかいう形で、じゃ、乾燥させたものをどうやって燃料として抽出するかということが一応入っておりますので、今後のいろんなごみ処理施設の有効活用という中で、参考の一部になればというふうに思っていますんで、またそれぞれ傍聴の方にはありませんけれども、会派の中で回し読みしていただいて、参考にさせていただければというふうにお持ちしましたんで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山本英俊君） ありがとうございます。

そのほかないですね。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） その他、事務局よりそのほか何かありますか。

長田書記。

○書記（長田大地君） 大変お疲れさまでございます。

事務局から、2点連絡をさせていただきます。

本日午後7時から、意見交換会を行います。会場まで送迎をいたしますので、午後6時半までに本館1階ロビーにご参集願います。なお、お手元に資料配付してございますので、目を通していただきますようお願い申し上げます。

傍聴議員で傍聴を希望される議員につきましては、駐車場等、地図をお渡しいたしますので、委員会終了後、事務局までお声かけのほうをお願いいたします。

また、あしたの建設経済常任委員会につきましては、先日1時30分の開会で通知をしてございますが、現地視察がございますので、開会を30分繰り上げ、1時開会に変更になりましたのでご報告をいたします。なお、現地視察がございますので、作業服、ヘルメットの用意をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） すみません、今、長田書記のほうから、敷島台のきょう公民館のほうでやるわけです、意見交換会を。手狭で、執行の方も何人か行くわけで、傍聴議員の入るスペース的にちょっときついで、今回は傍聴の方はちょっと、また資料等をお渡ししますので、申しわけないですけども、勘弁してもらって、そんなふうによろしく願いいたします。

では、以上でその他のほうも終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 4時11分